

盛岡広域振興局長告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年10月8日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 路線名 紫波雫石線
- 2 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字西安庭第49地割字林平15番6地先から58番25地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年10月8日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和6年10月8日から同年11月8日まで